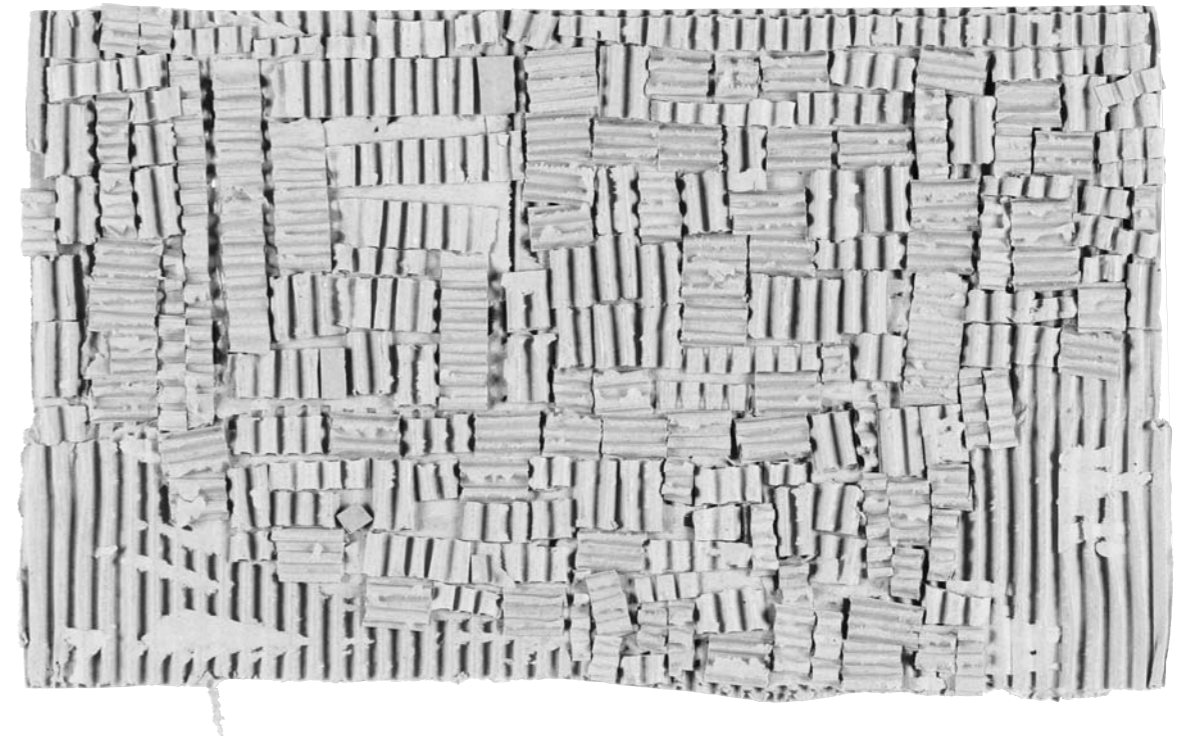


2018年度～2020年度

# 島根県社会福祉協議会 第4期中期計画

～「『福祉立国しまね』の創造」への挑戦～



社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

人・そだて人・ともに人・くらす わが島根づくり

《使命》

人・そだて 人・ともに 人・くらす わが<sup>ま</sup>ち<sup>ち</sup>島根づくり

—説明—

- 「人」「人」「人」……一人ひとりの尊厳を重んじる姿勢を表現
- 「人・そだて」……福祉に関わる人材・団体の育成や、地域における子育て支援などの人材育成のイメージを表現
- 「人・ともに」……住民同士のつながり（共助）、住民と施設・団体、団体同士のつながり（協働）など人に関わるネットワークのイメージを表現
- 「人・くらす」……人と人が支え合いながら地域で安心して暮らし続ける地域福祉のイメージを表現
- 「わが」……地域への愛着を表す
- 「島根（まち）」……「島根」をあえて「まち」と呼ぶ。県社協のフィールドは県全体であり、県全体をひとつの「まち」と捉える。常に県全体を見渡した視野の広い活動を行うことを表す
- 「づくり」……島根の福祉に必要なものをつくりだしていく、そして地域に普及・定着していく創造的・先導的な姿勢を表す

《経営理念》

- 私たちは、一人ひとりの尊厳が重んじられ、だれもが互いに支え合って心豊かに暮らすことのできる<sup>ま</sup>ち<sup>ち</sup>島根づくりに貢献します。
- 私たちは、県民主体・会員主体を活動の基本におき、幅広い分野・団体との連携・協働を進めます。
- 私たちは、常に豊かな想像力と自主性をもって先駆的事業の開発に挑戦します。
- 私たちは、社会環境の変化と埋もれたニーズを敏感に捉え、広く関係者の英知と行動力を結集し、共に提言活動を行います。
- 私たちは、絶えず本会経営基盤の強化・刷新に取り組みます。
- 私たちは、本会が地域福祉推進の中核団体として信頼・満足されるよう、日々自らの人格を磨くとともに、専門性と実践力を高めます。

島根県社会福祉協議会では、本会の「使命」と「経営理念」を上記のとおり確認し、つぎのようなシンボルロゴマークもつくりました（2009年5月）

人・そだて 人・ともに 人・くらす わが<sup>ま</sup>ち<sup>ち</sup>島根づくり

# はじめに

平成27年4月、10年後本会が目指すべき姿としての長期ビジョン「『福祉立国しまね』の創造」を掲げた第3期中期計画（H27～29）（以下、「第3期計画」という。）を策定し、これまで着実に長期ビジョンの実現に向けた歩みを進めてまいりました。

この間、国においては、今後の福祉改革の基本コンセプトとして「『我が事・丸ごと』の地域共生社会の実現」を位置付け、社会福祉法の改正をはじめとする制度改革が進められつつあります。

この「地域共生社会」の理念は、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの」とされています。

本会第3期計画においても、従来の「ふくし」の枠を超えて地域の産業や雇用を含め住民の生活全体を支えていくこと、誰もが社会の担い手となること、子どもたちが地域社会とつながりながら成長・自立し、地域社会に定着する島根づくりを取り組みの柱に据えており、我々の目指す方向性は間違っていなかったと確信しているところです。

今般策定いたしました「島根県社会福祉協議会 第4期中期計画」は、第3期計画の成果と課題を踏まえ、本会長期ビジョンの実現に向けたセカンドステップとして、今後3年間の到達目標と取り組む事業を明らかにしたものです。

今後、県市町村行政をはじめ市町村社会福祉協議会、社会福祉事業経営者、各種社会福祉関係諸団体等の皆様との一層の連携のもとに、役職員が一丸となってこの第4期中期計画の目標達成に向けて挑戦してまいりますので、県民の皆様、本会会員の皆様の一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

おわりに、この第4期中期計画の策定にあたり、格別なご尽力をいただきました多くの関係者の皆様に対しまして厚くお礼申し上げます。

平成30年4月

社会福祉法人島根県社会福祉協議会

会長 江口博晴

# 目 次

I	基本構想	1
1.	情勢・課題	
2.	第4期中期計画の策定	
3.	第4期中期計画の重点テーマ及び重点項目	
4.	第4期中期計画の基本的視点	
5.	第4期中期計画の進行管理・評価とその結果の公表	
6.	第4期中期計画の体系図	
II	重点テーマ・重点項目別計画	
	重点テーマ1 住民主体の地域福祉の推進	
	重点項目1 住民主体の地域福祉を推進する基盤の強化	8
	重点項目2 住民主体の支え合い活動の推進と地域連携の強化	12
	重点テーマ2 包括的な支援体制の充実・強化	
	重点項目3 安心して暮らすことのできる仕組みづくりの推進	14
	重点項目4 包括的な支援体制を支える専門的人材の育成	16
	重点テーマ3 福祉人材の確保・育成・定着の推進	
	重点項目5 福祉の職場への多様な人材の入職促進	18
	重点項目6 安心・安定して働き続けられる福祉の職場づくりの推進	20
	重点テーマ4 災害発生に備えた被災者支援活動の推進	
	重点項目7 市町村災害ボランティアセンター設置運営の支援	22
	重点項目8 災害時要配慮者の避難支援体制の充実・強化	24
III	経営基盤の強化	26
	[資料編]	
	○ 策定経過	31
	○ 策定委員会委員名簿	32

# I 基本構想

## 1. 情勢・課題

日本全体で大きな課題となっている少子高齢化・人口減少社会は、本県においても深刻さを増しており、平成29年10月1日現在、人口684,668人、高齢化率は33.2%（県統計調査課による推計人口）となっており、今後も少子高齢化と人口減少の進展が予測されます。

このような中、人々の価値観の多様化、核家族化、働き方などのライフスタイルの変化などを背景に、生活の基盤である家族の機能や地域の福祉力が弱まっていることが指摘されています。一方で、子育て家庭の孤立や子育てへの不安感・負担感の増加、孤独死や自死、ひきこもりなどの社会的孤立や経済的困窮・子どもの貧困等の生活困窮、高齢者や障がい者等に対する虐待や悪質商法などの権利侵害、買い物や移動手段の確保といった日常生活の困難など、地域の生活・福祉課題が複合化・複雑化しています。

地域福祉をめぐる政策動向として、「ニッポン一億総活躍プラン」のもと福祉分野においては「地域共生社会」の実現が掲げられ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えた「我が事・丸ごと」の地域づくりに向けた制度改正等が進められつつあります。

また、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が掲げられ、日常生活圏域において地域の特性に応じたシステムを作り上げていくことが求められています。

こうした地域づくりにあたっては、福祉サービスを担う従事者や専門職の確保が不可欠となりますが、本県における福祉・介護分野の有効求人倍率は2.72倍（島根県福祉人材センター平成28年度実績）となっており、福祉・介護人材の確保とともにその定着が大きな課題となっています。

近年、全国的に大規模地震や台風・集中豪雨による水害などの自然災害が相次いでおり、県民にとっての大きな不安要因となっています。近い将来に高い確率で「南海トラフ地震」の発生が予測されていることから、大規模かつ広域的な災害の発生に備えた平常時からの取り組みの強化が求められています。

このような状況を踏まえ、本会としては、福祉分野にとどまらず、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちづくり、交通、都市計画なども含めた幅広い分野の関係者と連携・協働し、地域における生活・福祉課題の解決に向けた事業を展開するとともに、我が事・丸ごとの地域づくりに積極的に寄与していくことが求められています。

## 2. 第4期中期計画の策定

本会第3期中期計画（計画期間 平成27～29年度）では、10年後本会が目指すべき姿として『「ふくし立国しまね」の創造』を長期ビジョンとして設定し、4つの重点テーマ及び6つの重点項目に取り組んできました。

第4期中期計画では、前述の今日的な社会情勢及び課題を踏まえつつ、第3期中期計画における成果と課題を踏まえ、長期ビジョンの実現に向けて特に重点的に取り組む新規又は拡充する項目を絞り込み、その「取り組みの方向性」、「到達目標」、今後3年間の「具体的な取り組み」等を明らかにします。（計画期間 2018（平成30）年度～2020年度）

また、第4期中期計画のすべての事業に共通して求められる5つの基本的な視点を定め、



具体的な事業を展開していきます。この基本的視点は、各事業の進行管理や評価指標としても活用します。

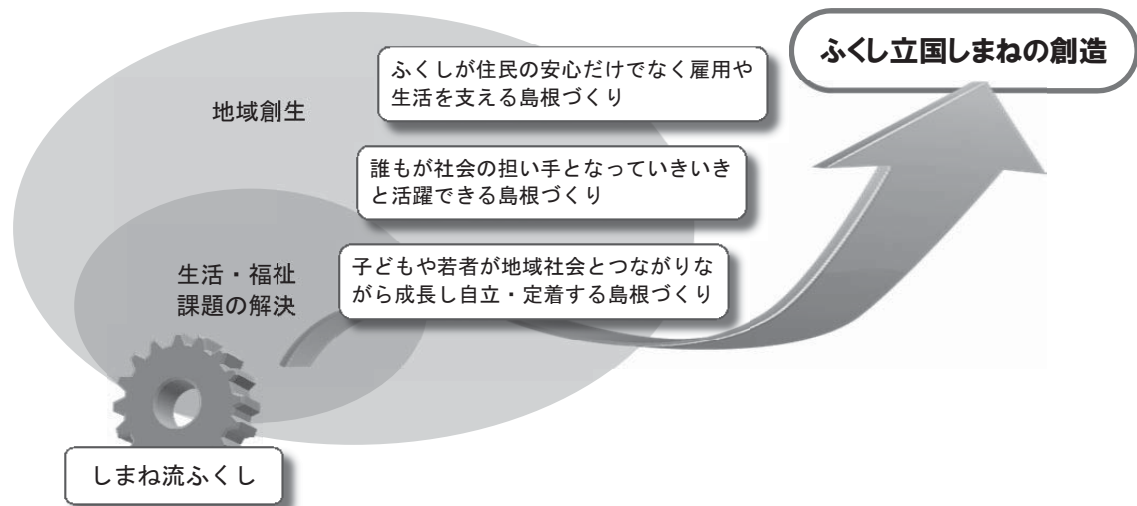
さらに、社会福祉法人制度改革において求められている「経営組織のガバナンスの強化」、「事業運営の透明性の向上」、「財務規律の強化」に適切に対応するとともに、第4期中期計画をはじめとする各種事業を効果的・安定的に実施していくため、本会経営基盤の強化にも取り組みます。

なお、第4期中期計画に記載のない既存事業については、毎年度の事業計画、予算編成の中で具体的な取り組み等を明らかにします。

(長期ビジョン)

「『ふくし立国しまね』の創造」

- ▶ ふくしが住民の安心だけでなく雇用や生活を支える島根づくり
- ▶ 誰もが社会の担い手となっていきいきと活躍できる島根づくり
- ▶ 子どもや若者が地域社会とつながりながら成長し自立・定着する島根づくり



従来から本会では、本県における地域福祉推進の中核的団体として、狭い意味での「福祉」にとらわれず、地域での安心した生活を支える生活・福祉課題の解決を目標におき諸事業を展開してきました。

しかしながら、ますます進展する少子高齢化・人口減少社会においては、これまでの常識や価値観にとらわれない島根独自の新しい価値観やアイデア、しくみで「わが島根」を創生していかなければなりません。

こうした考えから、「地域の持続・発展に積極的に寄与する島根独自の福祉（「しまね流ふくし」）が県民から広く合意され、各地域で実践されている社会」を目指し、生活・福祉課題の解決と同時に、「わが島根」の特性に応じ、産業・雇用、暮らし、県土整備、教育などあらゆる分野において「しまね流ふくし」をど真ん中に据えた島根づくりにこれまで本会が培ってきたノウハウを活かして貢献する「『福祉立国しまね』の創造」を長期ビジョンとします。

また、長期ビジョンを支える3つの柱として、社会福祉協議会や社会福祉施設が中心となって住民、福祉関係者、企業、行政等が連携し、地域の産業や雇用、生活を支える「ふくしが住民の安心だけでなく雇用や生活を支える島根づくり」、日常生活の中でなんらかの支援や介助を必要とする人も地域活動や労働など社会の担い手として活躍できる環境や仕組みを構築する「誰もが社会の担い手となっていきいきと活躍できる島根づくり」、子どもや若者が地域活動やボランティア活動について学び体験する環境を整備し、「福祉立国しまね」を創造できる人財を育成する「子どもや若者が地域社会とつながりながら成長し自立・定着する島根づくり」を掲げ長期ビジョンの実現を目指します。

(※第3期中期計画において設定)

### 3. 第4期中期計画の重点テーマ及び重点項目

重点テーマ		重点項目	
1	住民主体の地域福祉の推進	1	住民主体の地域福祉を推進する基盤の強化
		2	住民主体の支え合い活動の推進と地域連携の強化
2	包括的な支援体制の充実・強化	3	安心して暮らすことのできる仕組みづくりの推進
		4	包括的な支援体制を支える専門的人材の育成
3	福祉人材の確保・育成・定着の推進	5	福祉の職場への多様な人材の入職促進
		6	安心・安定して働き続けられる福祉の職場づくりの推進
4	災害発生に備えた被災者支援活動の推進	7	市町村災害ボランティアセンター設置運営の支援
		8	災害時要配慮者の避難支援体制の充実・強化
経営基盤の強化		組織体制の強化	
		安定的な財源の確保	

### 4. 第4期中期計画の基本的視点

#### (1) 実態把握

事業の企画・実施にあたっては地域の福祉ニーズや実態の把握に努めます。

#### (2) 県民の理解と参画

福祉教育・福祉学習の視点を基本において県民の理解と参画を進めるとともに、住民主体の取り組みを促進します。

#### (3) 地域公益活動の促進

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を促進するとともに、本計画において取り組む各種事業との連携・協働を常に意識して取り組みます。また、地域における住民主体の活動と連携した地域公益活動を促進します。

#### (4) 関係機関等との連携

福祉分野のみならず幅広い分野の多様な機関・団体と連携・協働し、課題解決に取り組めます。

#### (5) 情報収集・情報発信

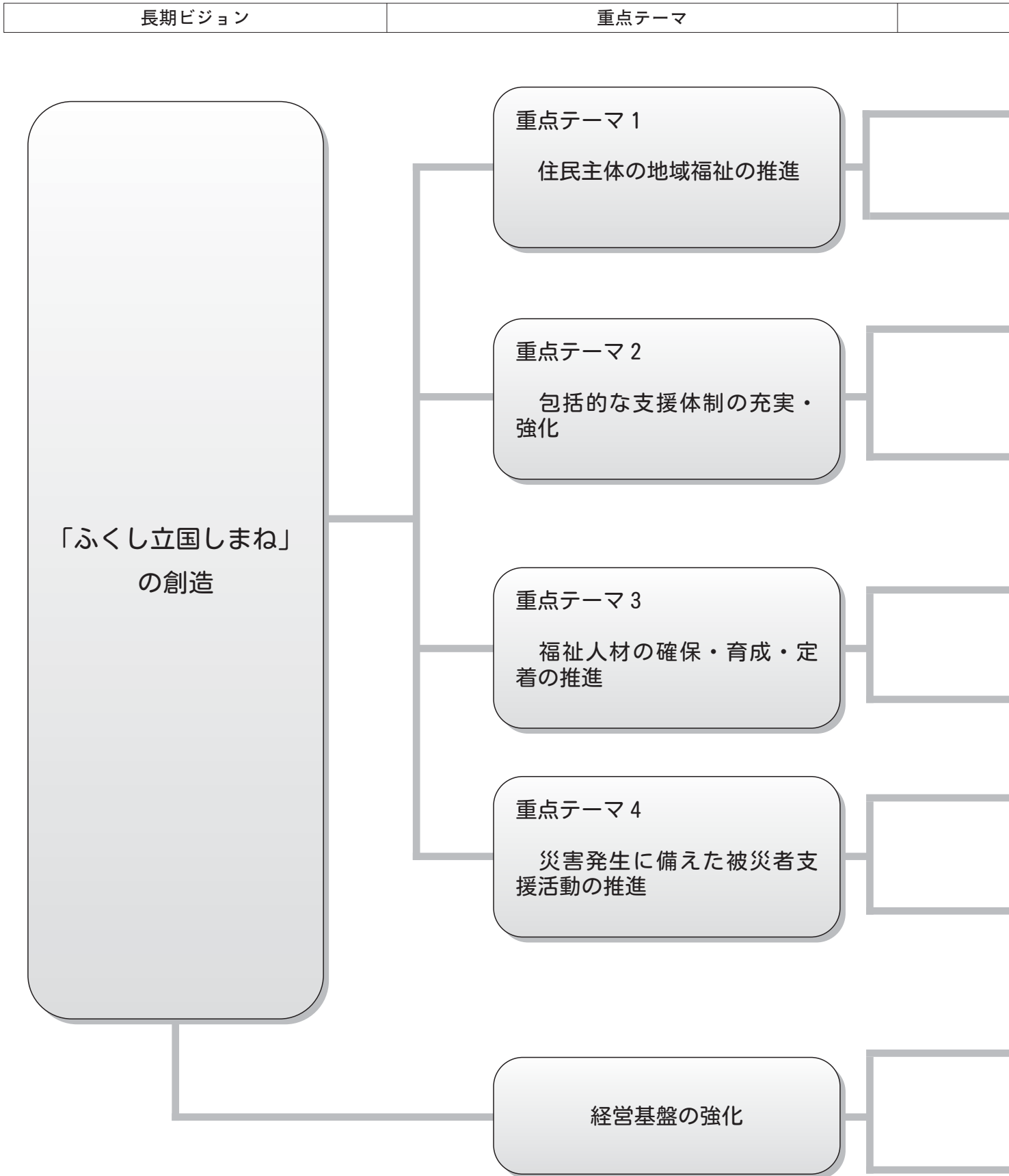
取り組みの成果等を広く情報発信するとともに、課題解決に向けた提言活動を行っていきます。

### 5. 第4期中期計画の進行管理・評価とその結果の公表

本会評議員及び学識経験者10名程度で構成するモニター会議を設置し、到達目標の達成状況の点検・評価に加え、中期計画を中心とした県社協事業の展開方策等に関する意見を聴取し単年度事業計画に反映します。

その評価結果等については、本会ホームページにおいて公表します。

6. 第4期中期計画の体系





重点項目	主な取組み
重点項目1 住民主体の地域福祉を推進する基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住民参加・地域連携の中核を担う機能の確立（社協ブランドの確立）</li> <li>②行政等とのパートナーシップの強化</li> <li>③ふくしの学び合い推進事業</li> <li>④シニア世代の地域課題解決に向けた取り組みの促進</li> </ul>
重点項目2 住民主体の支え合い活動の推進と地域連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①食を通じた地域の居場所づくり支援事業（仮称）</li> <li>②新たな支え合いファンド助成事業</li> </ul>
重点項目3 安心して暮らすことのできる仕組みづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①制度の狭間を補うための地域資源の開発・開拓の促進</li> <li>②地域における権利擁護体制づくりの推進</li> <li>③複合的な生活課題を抱える人に関わる支援者や関係機関・団体のネットワーク形成推進</li> <li>④社会福祉法人の地域公益活動の促進</li> </ul>
重点項目4 包括的な支援体制を支える専門的人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>①社協職員研修事業</li> <li>②生活支援コーディネーター養成研修事業</li> <li>③複合的な生活課題を抱える人に関わる支援者のスキルアップ支援</li> </ul>
重点項目5 福祉の職場への多様な人材の就職促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①島根の福祉の魅力発信プロジェクト事業</li> <li>②福祉の仕事コンシェルジュ派遣事業（出前講座）</li> <li>③福祉の仕事入門的研修事業</li> <li>④介護士バンク・保育士バンク事業</li> </ul>
重点項目6 安心・安定して働き続けられる福祉の職場づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①福祉サービス従事者研修事業</li> <li>②エルダー制度体制整備支援事業</li> <li>③福祉経営支援事業</li> </ul>
重点項目7 市町村災害ボランティアセンター設置運営の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市町村災害ボランティアセンター運営者・運営支援者養成講座</li> <li>②県災害ボランティアセンターの常設設置に向けた取り組み</li> </ul>
重点項目8 災害時要配慮者の避難支援体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①福祉避難所指定状況等実態調査</li> <li>②適切な福祉避難所運営と一般避難所における福祉避難所コーナーの普及に向けた啓発</li> <li>③災害福祉広域支援ネットワークのPRと登録促進</li> <li>④業務調整員の養成・派遣に関する調査研究</li> </ul>
組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①内部管理体制の構築</li> <li>②適正な組織・職員体制</li> <li>③働きやすい職場環境づくり</li> <li>④職員の資質向上</li> <li>⑤各種団体事務の適正化</li> </ul>
安定的な財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>①安定的な人件費の確保</li> <li>②自主財源の確保</li> <li>③業務改善・経費削減への取り組み</li> </ul>



## Ⅱ 重点テーマ・重点項目別計画

## 重点テーマ1 住民主体の地域福祉の推進

### 重点項目1 住民主体の地域福祉を推進する基盤の強化

#### 【現状・課題】

○ 改正社会福祉法（平成29年6月2日公布 平成30年4月1日施行 以下「法」）において、市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されました。島根県においては既に18市町で計画が策定されていますが、今回の法改正の趣旨に添った見直しが進むよう働きかけていくとともに、民間計画である地域福祉活動計画との一体的な見直しも進めていく必要があります。

また、今回の法改正により、福祉・医療・保健分野は勿論、地域振興や住まい、交通等幅広い分野とも連携して市町村における包括的な支援体制を構築することも求められています。こうした包括的な支援体制を地域で構築していくためには住民参加や地域連携の中核を担う機能が不可欠となりますが、住民主体の地域福祉推進を使命とする社協がその役割を果たしていくことが期待されています。その期待に応え地域の実態やニーズを踏まえ専門性の高い活動を行う団体として住民や関係者から広く認知されるよう、県市町村全ての社協がその使命を改めて共有し、行動を通して「社協ブランド（らしさ）」の価値を高めていくことが必要です。

○ 平成27年度に「しまね流ふくし教育推進指針」を策定し、地域を基盤に県民一人ひとりのライフステージや生活場面に応じた「ふくしの学び合い」の機会の提供や広報啓発に取り組み、福祉の心の醸成を図りながら、生活・福祉課題の解決の実践力を身につけていく取り組みを行っていますが、特に就労・子育て年代へのアプローチが十分にできていない状況にあります。

障害者差別解消法により全ての事業者が合理的配慮の提供に努めることとされたことなどから、平成22年度から取り組んでいる「あいサポート運動」について、市町村社協、社会福祉法人・施設や当事者団体との連携を強化し、就労・子育て年代等を対象にした地域や事業所内等で「ふくしの学び合い」や共生社会の理解促進を図るツールとしてさらに積極的に展開していく必要があります。

○ 少子高齢化と人口減少が全国に先がけてすすむ島根県は、一方では「人生100年時代」のトップランナー（人口10万人に占める100歳以上の人数が全国一）でもあります。シニア世代の多様なニーズに応じた活躍をさらに促していくことが必要ですが、地域において学びや活動の場に関する積極的な情報発信やマッチング等を行う仕組みが十分ではない状況があります。先駆的な取り組みの支援・普及等を図ることにより、多様な学びの場や支え合い活動の拠点など社会参加の場の創出を今後一層図っていく必要があります。

本会が運営する島根県高齢者大学校（シマネスクくにびき学園）において入学者減による定員割れが継続しており、一部の専門講座では休科も生じています。時代的な要請、シニア世代のニーズ、地域ニーズなどを踏まえ、県域の高齢者大学校としてのあり方を改めて検討する必要があります。

#### 【3年間の取り組みの方向性】

○ 社協が、住民参加と地域連携の中核を担う地域福祉推進の専門機関として住民や他の専門職等からの信頼を高められるよう、「オールしまね社協」による推進体制を構築し「社協ブランド」の確立・浸透と市町村社協の更なる活性化を支援していきます。

○ 小さな拠点づくり等地方創生の取り組みやまちづくり等の分野と連携した取り組みが広が

るよう、市町社協や関係機関・団体等との連携を図り、しまね流の地域丸ごとふくしを推進するモデル的な実践を蓄積していきます。

- 共生社会の意義や地域の福祉課題について学ぶ「あいサポーター養成研修」や「ふくしの学び合い」実践プログラムに多くの県民が参加するような機会を地域に広げていきます。また、社会福祉法人・施設や当事者団体が「ふくしの学び合い」推進者や「あいサポートメッセンジャー」として、地域の中で"我が事"意識を広げる伝道者として中心的な役割を果たしていくよう働きかけていきます。
- くにびき学園のあり方検討などを通して、シニア世代の地域課題解決に向けた学びの場への参加や実践活動への取り組みを促進する方策を明らかにし、できるところから実施していきます。

**【第4期中期計画の到達目標】**

- 法改正の趣旨に沿った市町村地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的策定（見直し）がすすんでいます。  
（指標）地域福祉計画・活動計画の一体的策定（見直し）を行った市町村数  
（H28年度：5市町 → 最終年度：18市町）
- 「あいサポート運動」が地域・学校・事業所等における「ふくしの学び合い」を展開する機会として広く取り入れられています。  
（指標）あいサポート認定企業・団体数  
（H28年度：153企業・団体 → 最終年度：300企業・団体以上）
- 地域の課題解決に向け、学びの場への参加や実践活動を行うシニア世代が増えています。  
（指標）くにびき学園入学定員充足率と卒後に地域課題解決に向けて取り組む者  
\* 入学定員充足率（H29年度：56% → 最終年度：90%以上）  
\* 卒後に地域課題解決に向けて取り組む者（評価方法・目標値等はH30年度検討）  
（参考指標）地域の課題解決やまちづくりに関する講演会・研修会への参加・実践活動への取り組みをしている60歳以上割合（H29年度：60代8.8% 70歳以上8.5%\*）  
\* 平成29年度島根県政世論調査

**【到達目標を達成するための主な取り組み】**

(1)住民参加・地域連携の中核を担う機能の確立（社協ブランドの確立）

事業概要	「社協ブランド」確立に向けた全県的な推進方策の企画・実行と検証等を行う組織を設置し、オールしまね社協の体制を構築し実践していきます。また、「しまね版第2次アクションプラン」の実践、進捗管理、評価・見直し等を通して、社協らしい実践の浸透、深化をすすめていきます。		
実施計画	2018(H30)	2019(H31)	2020
	○社協ブランディング※に関する検討	○「社協ブランド」確立に向けた取り組みの実施	
	○アクションプラン進捗管理		評価、見直し

※「ブランディング」：地域や組織、サービス等に対する共感や信頼などを通じて顧客にとっての価値を高めていく手法のことをいいます



(2)行政等とのパートナーシップの強化

事業概要	政策提言等による県地域福祉支援計画見直しへの働きかけや、市町村地域福祉計画策定状況調査の実施、地域福祉計画・活動計画一体的策定に関するセミナー開催などを通して、法改正に盛り込まれた新しい地域福祉理念の具体化を県や市町村社協その他関係機関と連携しながらすすめていきます。 また、福祉以外の様々な分野と連携協働した地域福祉推進に向け、県内の多機関協働や地域連携の実態把握、「小さな拠点づくり」等と連携したしまね流地域丸ごとふくし推進のモデル開発、地域福祉推進セミナーの開催などを通して、地域における包括的支援体制を整備するための考え方や具体的な手法の普及促進を図ります。		
	2018(H30)	2019(H31)	2020
実施計画	○県地域福祉支援計画見直しに向けた政策提言 ○地域福祉計画・活動計画見直し状況等調査 ○多機関協働・地域連携の実態把握 ○小さな拠点づくり等との連携協働実践事業の企画	○地域福祉計画・活動計画の一体的策定に関するセミナー開催  ○協働実践事業の企画（試行）	○実施

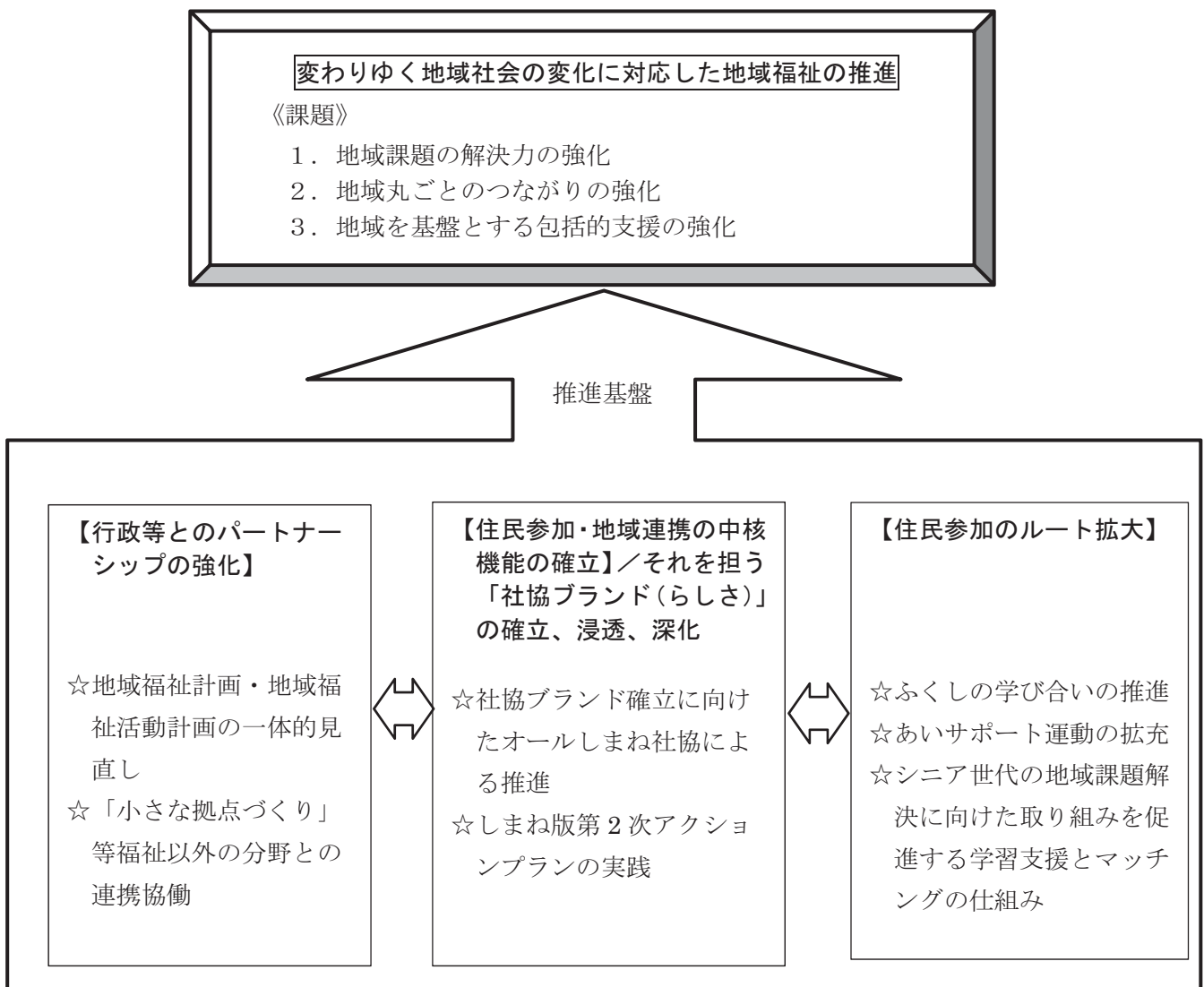
(3)ふくしの学び合い推進事業

事業概要	①福祉教育推進事業 身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取り組みを育んでいくため、学校・公民館・社会福祉施設、企業等地域丸ごとのつながりによる「ふくしの学び合い」の推進を目的とした研修・県民向けセミナー等の開催や助成などを行います。また、現在の福祉教育推進指針が平成31年度に終了することから、次期指針を策定します。 ②あいサポート運動の推進 若年時期からの共生社会理解促進を図るため、中・高校生用テキストとしても活用できる島根県独自のパンフレットとDVDの作成に向けて取り組みます。あいサポートメッセージ登録者を対象にスキルアップを図るとともに、新たにメッセージとなる方への研修内容やフォローアップ体制を見直します。また、あいサポートバッジやステッカーなどの普及を通じて広く県民が認知するよう広報・啓発を行うとともに、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発も併せて行います。		
	2018(H30)	2019(H31)	2020
実施計画	○市町村社協福祉教育担当者研修 ○「ふくしの学び合い」推進助成事業 ○福祉教育推進セミナー	○次期福祉教育推進指針の策定	○新指針に合わせ、必要に応じて見直し “ ○次期指針に基づく福祉教育の展開
	○あいサポート運動啓発ツールの作成 ○メッセージフォローアップ研修の検討 ○シンボルマークの普及	○企業・団体への働きかけ  ○実施	

(4)シニア世代の地域課題解決に向けた取り組みの促進

事業概要	くにびき学園のあり方検討などを通して、シニア世代の地域課題解決に向けた学びの場への参加や実践活動への取り組みを促進する方策を明らかにし、できることから実施していきます。		
実施計画	2018(H30)	2019(H31)	2020
	○シニア世代の学びや社会参加の促進に関する検討 ○くにびき学園見直し検討	○見直し実行	→

【事業イメージ図】



## 重点テーマ1 住民主体の地域福祉の推進 重点項目2 住民主体の支え合い活動の推進と地域連携の強化

### 【現状・課題】

- 少子高齢化や人口減少、家族機能の低下、地域のつながりの希薄化、生活スタイルや価値観の多様化など、様々な要因に伴い地域では様々な生活・福祉課題が起きています。その解決に向けては、制度による支援だけではなく、住民同士が日頃交流できる場所など、「地域住民の絆」を深める取り組みが重要であり、そうした絆が深めることで、地域住民の新たな支え合い活動へとつながる可能性があります。
- 地域住民が世代を超えて自然に集う「場」を意識的に作る際に、「食」の提供は誰にでもなじみやすく非常に有効です。こうした「食」の提供を行う活動は、「小さな拠点」や「コミュニティカフェ」「子ども食堂」など「食を通じた居場所づくり」の取り組みとして県内で広がりを見せています。また、県内全域で約1,800カ所ある「ふれあいいいきサロン（高齢者サロン）」においても、食事を提供しているサロンがあると思われます。
- こうした既存の取り組みを活用しながら、地域住民が誰でも気軽に食事ができたり、交流を図ったりすることができる「食を通じた地域の居場所」を拡げ、孤立を防ぎ、つながりを作り、絆を深めていくことが必要です。
- 上記交流の場から絆が深まり、暮らしのちょっとした困り事を地域住民による支え合いで解決しようと発展する可能性があります。本会ではこうした地域住民による支え合い活動や生活支援サービス提供団体の立ち上げや、活動の拡充を支援する「新たな支え合いファンド助成事業」を平成28年度から実施してきていますが、その申請数は当初見込みを大きく下回っています。

### 【3年間の取り組みの方向性】

- 「食を通じた地域の居場所」に関する実態調査を行うことにより、地域住民が利用しやすい居場所づくりのあり方について検討するとともに、居場所を運営する地域住民・団体の交流やネットワーク化を図ります。また、新たに活動を始めたい地域住民・団体に向けた啓発や立ち上げ支援を行います。
- ファンド活用例などを広く広報・周知し、地域での暮らしの困り事の解決に向けてファンドを活用した高齢者を主体とする支え合い活動・生活支援サービスの拡充を図ります。

### 【第4期中期計画の到達目標】

- 誰もが利用しやすい身近な地域において地域住民が主体となった「食を通じた地域の居場所」を実施する市町村が増えています。  
(指標)「食を通じた地域の居場所」実施市町村数（H30年度実態把握後に目標設定）
- 新たな支え合いファンド助成事業を活用し支え合い活動・生活支援サービスを立ち上げる市町村が増えています。  
(指標) 助成市町村数（H29年度：4市町 → 最終年度：13市町村以上）

【到達目標を達成するための主な取り組み】

(1)食を通じた地域の居場所づくり支援事業（仮称）

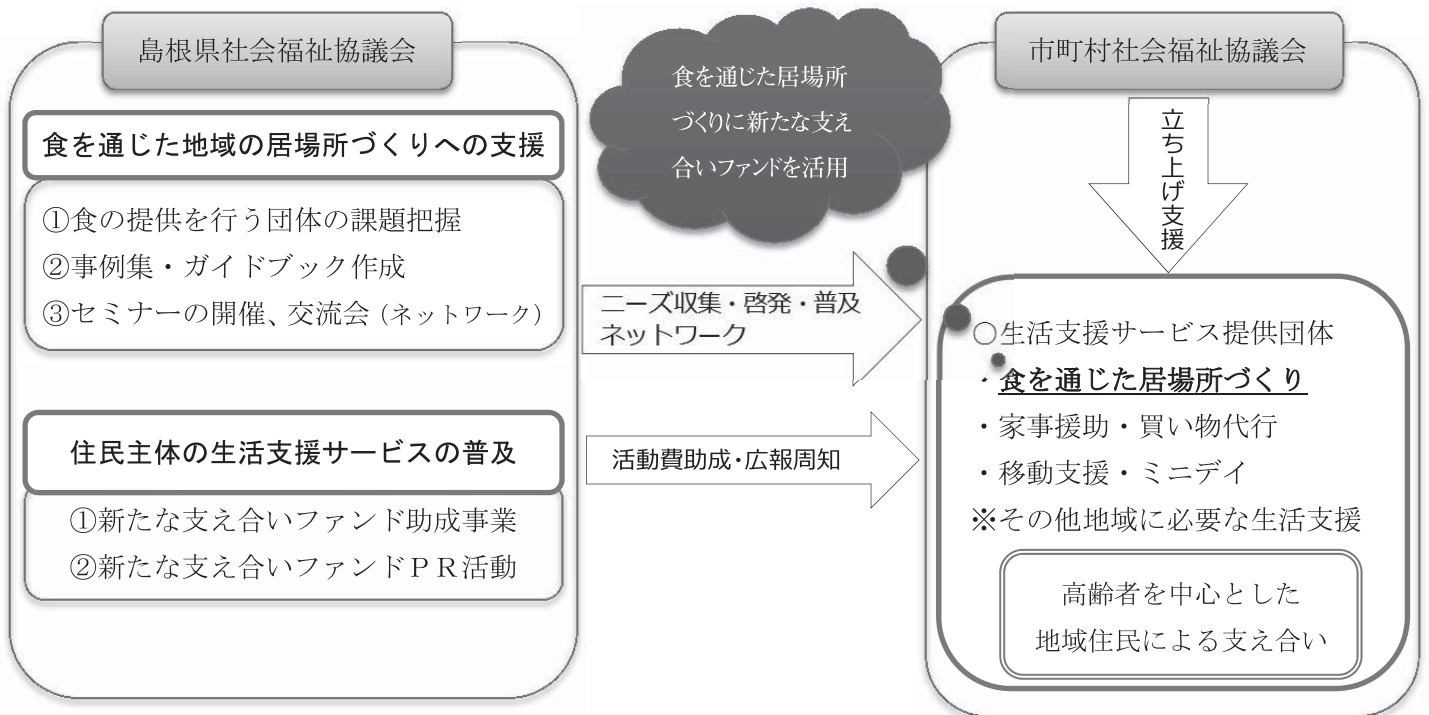
事業概要	「食を通じた地域の居場所」を対象とした活動の実態調査を行い、住民・団体向けのセミナー・交流会（ネットワーク化）の実施や、新たに活動を始めた住民・団体向け実践事例集・ガイドブックの作成等を通じて、住民主体の居場所づくりを促進します。		
	2018(H30)	2019(H31)	2020
実施計画	○実態調査の実施 ○交流会の開催		
		○セミナーの開催 ○実践事例集・ガイドブックの作成	

(2)新たな支え合いファンド助成事業

事業概要	ファンド活用例などを広く広報・周知し、地域での暮らしの困り事の解決に向けてファンドを活用した高齢者を主体とする支え合い活動・生活支援サービスの拡充を図ります。		
	2018(H30)	2019(H31)	2020
実施計画	○申請数拡大に向けた評価・検討		
	○新たな支え合いファンド助成事業活動報告会の開催		

【事業イメージ図】

住民主体の支え合い活動の推進と地域連携の強化（イメージ図）



## 重点テーマ2 包括的な支援体制の充実・強化

### 重点項目3 安心して暮らすことのできる仕組みづくりの推進

#### 【現状・課題】

- 生活困窮者への自立相談窓口が県内各市町村に設置されましたが、経済的困窮に加えて多重債務やひきこもり、障がいの疑い、刑余者など複合的な生活課題を抱える方たちへの支援は十分とはいえません。一つの支援機関だけで対応することが難しいケースには、福祉分野をはじめ、それ以外の様々な分野と連携した支援を行うことが必要です。
- 併せて、社会的に孤立している人たちに社会とのつながりの回復を促すうえで、住民をはじめ多様な主体が参画して、地域の実情に応じた社会的な居場所や就労の場、生活を支えるサービスや仕組み等を開発・開拓していくことが求められています。
- また、障がい者の地域移行の進展や認知症高齢者数の増加により、地域において判断能力の低下等により自らの権利擁護や財産管理ができない人への支援が大きな社会問題となっています。
- 施設で暮らしている障がい者や認知症高齢者においては、経年変化による身元保証人の死去や親族関係の変化（希薄化・複雑化等）により、別施設へ移行する際、身元保証人が確保できず、入所に支障をきたす状況も生じています。
- 平成28年4月から全ての社会福祉法人に「地域における公益的な取組」が責務化され、各地域で社会福祉法人の連携による公益的な取り組みが進みつつあるなか、社会福祉法人・福祉施設には、この「地域における公益的な取組」を通じて様々な地域の生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが期待されています。

#### 【3年間の取り組みの方向性】

- それぞれの地域に応じたセーフティネットを構築していくために、制度だけでは不足するサービスを開発・開拓していくことや、それらの取り組みを地域社会で担う仕組みづくりをすすめていきます。
- 社会福祉法人の連携による「地域における公益的な取組」を促進し、安心して暮らし続けることのできる地域づくりを進めていきます。

#### 【第4期中期計画の到達目標】

- 地域の実情に応じたセーフティネット機能としての地域資源の開発・開拓の促進と、それらの取り組みを地域社会で担う仕組みづくりを提案します。
- 県内全ての社会福祉法人が各法人単位で地域公益活動に取り組むとともに、市町域の社会福祉法人のネットワークが形成され、連携した地域公益活動が取り組まれている状態を目指します。

（指標）市町域の社会福祉法人のネットワーク化（H29年度：11市町 → 最終年度：18市町）



【到達目標を達成するための主な取り組み】

(1)制度の狭間を補うための地域資源の開発・開拓の促進

事業概要	社会的な居場所や就労の場、すまい確保と生活安定のための身元保証の補完サービスや見守り等を含めた生活支援、判断能力の低下を伴わない方の金銭管理サービス等、既存の制度の狭間にある方の生活を支える仕組みの開発・提案をします。		
	2018(H30)	2019(H31)	2020
実施計画	○仕組みの開発・提案 ・実態・ニーズ把握 ・検討プロジェクト (設置・検討) ○勉強会・セミナー	・実証研究(モデル実施)	・提案
	→		

(2)地域における権利擁護体制づくりの推進

事業概要	社会福祉法人の潜在力を生かした取り組みを検討するとともに、地域における権利擁護のしくみづくりへの提案を行います。		
	2018(H30)	2019(H31)	2020
実施計画	○事業のフレーム作成 ・情報収集、検討項目の整理 ○検討組織設置	・調査実施、検証・検討	・提案
	→		

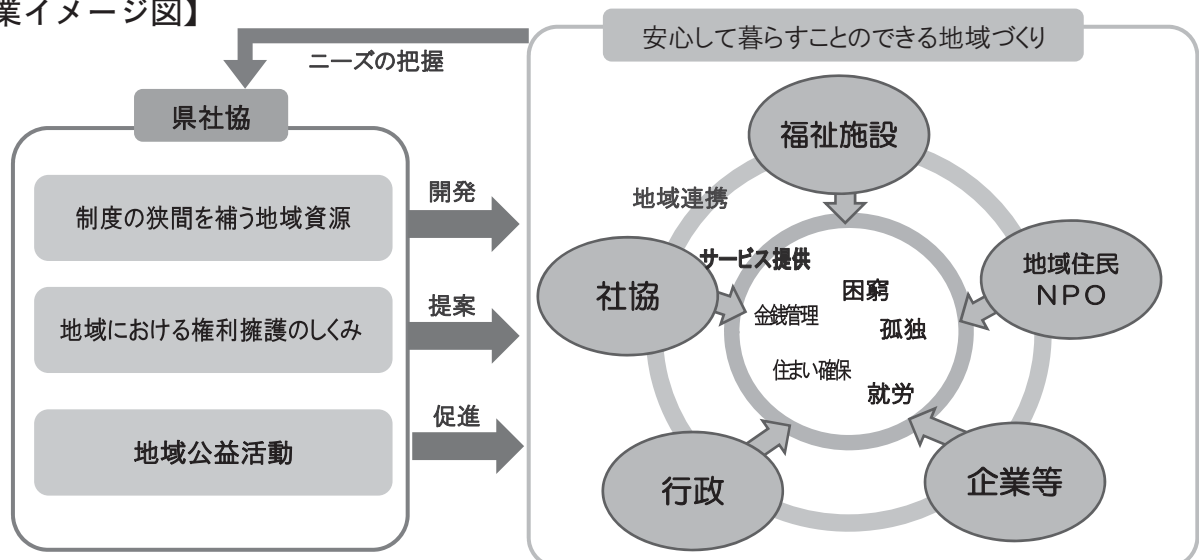
(3)複合的な生活課題を抱える人に関わる支援者や関係機関・団体のネットワーク形成推進

事業概要	ひとつの相談支援機関だけでは解決できない複合的な生活課題に対応できるように、研修会や勉強会を通じて、支援に関わる実践者や様々な分野の機関・団体等が相互に情報交換や共有等を行うネットワークの形成を推進します。		
	2018(H30)	2019(H31)	2020
実施計画	○ネットワーク形成・情報共有、交換		
	→		

(4)社会福祉法人の地域公益活動の促進

事業概要	市町域の社会福祉法人の連携による取り組みを促進し、安心して暮らし続けることのできる地域づくりを進めていきます。また、県内社会福祉法人の取り組み状況を把握・分析し、取り組みの活性化に向けた提案を行います。		
	2018(H30)	2019(H31)	2020
実施計画	○社協担当者連絡会の開催 ○地域公益活動推進セミナーの開催 ○県内法人の取り組み状況の把握・分析	○活性化に向けた提案	
	→		

【事業イメージ図】



## 重点テーマ2 包括的な支援体制の充実・強化

### 重点項目4 包括的な支援体制を支える専門的人材の育成

#### 【現状・課題】

- 地域共生社会の実現が求められている中、今後「市町村における包括的な支援体制」を実現していくためには、個別支援・地域支援を一体的に捉え、推進していくことができる福祉専門職の育成が重要となっています。
- こうした専門職の育成には、福祉専門職がコミュニティソーシャルワーク（以下CSW）の手法・視点を学ぶことやCSW実践のスキルアップ等の支援が必要となっています。
- 個別支援においては、経済的困窮、多重債務、ひきこもり、障がいの疑い、刑余者、判断能力が不十分で権利擁護や財産管理ができないなどの複合的な生活課題を抱える人の状況や抱える課題を見極め、地域内で実施されているサービスに適切につなげるための「見立てる力」が求められています。
- 介護保険制度が改正され、地域に必要な社会資源を開発する生活支援コーディネーターが新たに市町村に配置されています。生活支援コーディネーターからは、具体的な地域支援の手法を学ぶ場や、コーディネーター同士が情報交換を行う場の開催を求められています。
- 上記制度施行等も含め、社協事業が拡大してきていることなどから、社協職員の価値観や基本的考え方を共有することが難しくなっています。さらに社協職員の専門性を高めていくために、社協職員の体系的な研修を検討・実施することも必要となっています。

#### 【3年間の取り組みの方向性】

- 個別支援・地域支援それぞれの専門性を高めるとともに、個別支援・地域支援を一体的に捉え地域福祉を推進していくCSW手法を学んだ福祉専門職を養成し、スキルアップを図りながら、包括的な支援体制を支える人材の育成を図っていきます。
- 社協の基本的考え方や価値観、社協職員の専門性を高めるために、社協職員階層別研修体系の検討・社協職員基礎テキストの作成・活用を行います。

#### 【第4期中期計画の到達目標】

- 市町村における包括的な支援体制を支える人材養成を行います。
- 社協の理念や社協の目的である地域福祉の推進や住民との協働など、あらゆる業務において社協らしさが発揮できるよう、テキストの作成や階層に応じた研修体系を確立します。

【到達目標を達成するための主な取り組み】

(1)社協職員研修事業

事業概要	社協の基本的考え方や価値観、社協職員の専門性を高めるために、社協職員階層別研修体系の検討・社協職員基礎テキストの作成・活用を行います。		
実施計画	2018(H30)	2019(H31)	2020
	○社協職員基礎研修・中堅社協職員研修の研修体系検討 ○社協職員基礎テキストについて検討	○社協職員基礎研修・中堅社協職員研修試行的実施 ○社協職員基礎テキストの作成	○社協職員基礎研修・中堅社協職員研修の実施 ○市町村社協へ配布、社協職員基礎研修で活用

(2)生活支援コーディネーター養成研修事業

事業概要	生活支援コーディネーターの養成研修を実施するとともに、コーディネーター同士が交流できる情報交換会を実施します。		
実施計画	2018(H30)	2019(H31)	2020
	○生活支援コーディネーター初任者研修 ○生活支援コーディネーター実践者研修（理論編・実践編） ○情報交換会	→	→

(3)複合的な生活課題を抱える人に関わる支援者のスキルアップ支援

事業概要	市町村で複合的な生活課題を抱える人の支援に携わる職員を対象に基礎的な相談援助技術や事例検討の方法等を学ぶ研修会・勉強会を実施します。		
実施計画	2018(H30)	2019(H31)	2020
	○研修会・勉強会の開催	→	→

【事業イメージ図】「包括的支援体制を支える専門的人材の育成 イメージ図」

	包括的支援体制を推進する福祉専門職（社協・包括・行政・施設etc）		
	社協職員		社協以外の福祉専門職
	新任	中堅	
個別支援の専門性	生活困窮者等の支援のスキルアップ		
地域支援の専門性	生活支援コーディネーター養成研修（地域支援のスキルアップ）・情報交換会		
個別・地域支援を一体的に進めるコミュニティソーシャルワーク	コミュニティソーシャルワーク実践基礎研修・実践力強化研修 ※しまねコミュニティソーシャルワーク実践研究会への運営支援		
	コミュニティソーシャルワーク実践における実態調査		
社協職員としての基盤	社協職員階層別研修体系の検討		
	社協職員基礎テキスト作成・活用		
	社協職員基礎研修	中堅社協職員研修	

## 重点テーマ3 福祉人材の確保・育成・定着の推進

### 重点項目5 福祉職場への多様な人材の入職促進

#### 【現状・課題】

- 全国的に少子高齢化の進行による労働力減少社会を迎える中で、我が国では福祉分野における人材確保対策が重要な課題となっています。国においては一億総活躍社会の実現をめざし「希望出生率1.8」「介護離職ゼロ」を掲げ、福祉サービス提供基盤の整備促進とそのために必要な人材確保施策が講じられつつあります。
- こうした中で、全国的には介護の分野では団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けておよそ38万人の人材不足が予測され、また保育の分野においても「子育て安心プラン」に基づく待機児童の解消や女性の出産後の就業継続のための取り組みの強化に向けて一層の人材確保が求められるとしています。
- 本県においても福祉分野の有効求人倍率（H28島根県福祉人材センター実績）は2.72倍と高い数値を示すなど、近年福祉人材の確保は一層困難さを増しています。同時に、次代の担い手を育成する県内福祉養成校への入学者は減少傾向にあり、若者の福祉の仕事離れが進行している状況も見受けられます。
- このため、福祉の仕事が若者をはじめ多様な世代に選ばれる仕事に転換し、同時にそこに働く職員が安心して働き続けられる労働環境整備のため適切な処遇改善が行われるよう、引き続き事業所団体等と連携した関係方面への強い働きかけが求められます。
- さらに、福祉の担い手のすそ野を一層広げる観点から、多様な世代に対して福祉関係者が一体となって福祉の仕事の魅力やその社会的価値を広く発信しつつ、その入職を一層促していく取り組みが求められます。

#### 【3年間の取り組みの方向性】

- **福祉の魅力発信・イメージアップに向けた取り組みの推進**  
子ども・若者・中高年齢者等の様々な世代に福祉の魅力や価値を伝えていきます。特に中学生や高校生に対しては実際の福祉現場を理解している者の話を直接聞ける機会を確保するなどしてイメージアップを図ります。
- **地域における新たな担い手の発掘と育成に向けた取り組みの充実・強化**  
県内各地で福祉の担い手を育成するための研修会を開催して、地域の福祉・介護力の底上げを図ります。
- **潜在有資格者・離職者の掘り起こしと再就職支援に向けた取り組みの充実・強化**  
介護士・保育士バンクへの登録者を増やし、より丁寧な支援を行うことでマッチングの強化を図ります。

#### 【第4期中期計画の到達目標】

- 福祉の仕事が、若者に選ばれる業界としてイメージ転換されるとともに、女性や中高年齢者等の多様な階層・分野からの入職（復職）も進む職場に進化しています。  
（指標）マッチングによる雇用創出数（H28年度288人 → 最終年度350人）

【到達目標を達成するための主な取り組み】

(1)島根の福祉の魅力発信プロジェクト事業

事業概要	「島根の福祉はここが良い」といった福祉で働く価値や魅力を検証して、それを踏まえた広報戦略を作成します。子ども、若者、中高年齢層等の様々な世代に対して福祉の魅力を発信していきます。		
	2018(H30)	2019(H31)	2020
実施計画	○「島根の福祉の魅力」を検証・広報戦略作成	○広報の実施	→

(2)福祉の仕事コンシェルジュ派遣事業（出前講座）

事業概要	中学校・高等学校における福祉のキャリア教育を推進するため、「福祉の仕事コンシェルジュ」を派遣して出前講座を行います。		
	2018(H30)	2019(H31)	2020
実施計画	○スキーム検討・派遣	○派遣	→

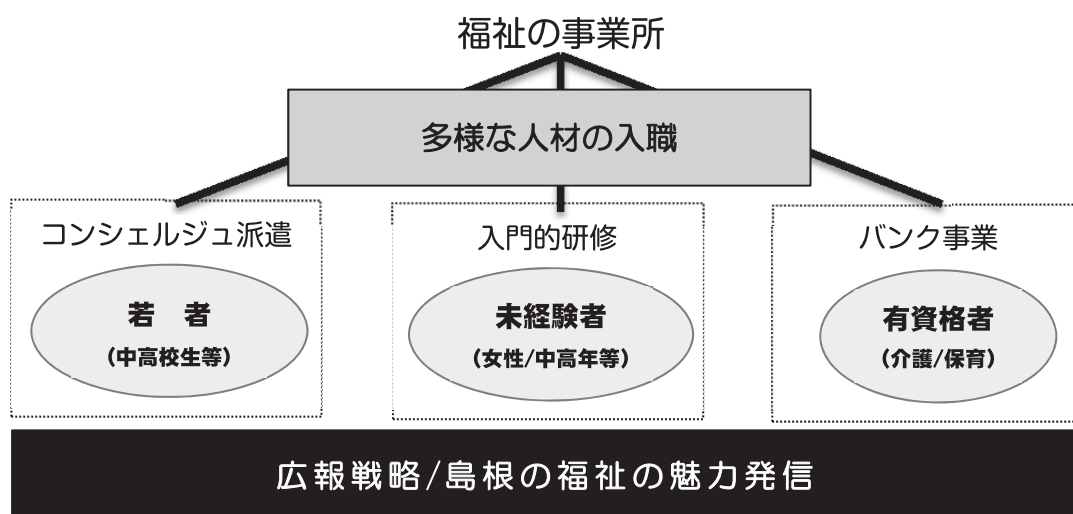
(3)福祉の仕事入門的研修事業

事業概要	福祉の仕事未経験者に対する入門的な研修を県内各地で実施することで、地域の福祉・介護力の底上げを図ります。		
	2018(H30)	2019(H31)	2020
実施計画	○研修の企画・実施	○実施	→

(4)介護士バンク・保育士バンク事業

事業概要	県内の介護及び保育の有資格者に対してバンク登録を促し、再就職支援員によるきめ細やかな就職支援活動を行います。		
	2018(H30)	2019(H31)	2020
実施計画	○届出拡大・就職支援		→

【事業イメージ図】





**重点テーマ3 福祉人材の確保・育成・定着の推進**  
**重点項目6 安心・安定して働き続けられる福祉の職場づくりの推進**

**【現状・課題】**

- 全国的にも福祉の職場における職員の定着が課題となる中で、本県においてもとりわけ入職から3年以内の離職率が介護分野で約6割、保育分野でも約4割という調査結果がでており、法人・事業所内における新人職員のサポート体制とその組織的・計画的育成が課題となっています。
- 他方、国が進める「働き方改革」では、ワーク・ライフ・バランスの改善と併せて働く者一人ひとりがよりよい将来の展望を持ち得る職場づくりへの転換を推し進めることとしており、福祉の職場においても子育て世代や高齢者にもやさしい働き方を実現していくことが強く求められます。
- こうした中で、法人・事業所においては職員一人ひとりの専門性の向上とともに、将来にわたってそのキャリアアップの道筋を描くことができる、いわゆるキャリアパスの構築が強く望まれるところであり、その体系化に向けては法人経営者や施設管理者の人事・組織経営マネジメント力の一層の向上が求められます。
- 同時に、改正社会福祉法により、社会福祉法人には「組織のガバナンス強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」とともに公益性や非営利性の原則のもとに、地域社会に対して社会福祉事業の主たる担い手としてその役割を一層発揮していくことが求められます。

**【3年間の取り組みの方向性】**

- 福祉事業従事者や経営者・管理者向けの研修を充実強化するとともに、受講環境の効率化のため通信学習を導入します。また、法人における新人職員育成を支援します。
- 社会福祉法人に対する経営相談事業により、経営基盤強化を図るとともに、福祉職員の人材確保・定着・育成を目指した複数法人による協働の取り組みを支援します。

**【第4期中期計画の到達目標】**

- 福祉職員の専門性が向上し、福祉職場への定着が進んでいます。
- 法人における人事・経営マネジメント力が強化されています。  
 (指標) 人事・経営マネジメント研修受講者数 (H29年度2,949人 → H31年度3,100人)

**【到達目標を達成するための主な取り組み】**

(1)福祉サービス従事者研修事業

<b>事業概要</b>	「キャリアパス対応生涯研修課程」を軸に「人事マネジメント研修」「経営マネジメント研修」「業種・職種別研修」及び「資格取得研修」の各研修を企画実施します。		
<b>実施計画</b>	2018(H30)	2019(H31)	2020
	現行の研修体系 (H29～) による実施	→	見直し・新体系による実施
	通信学習導入の検討	実施 →	

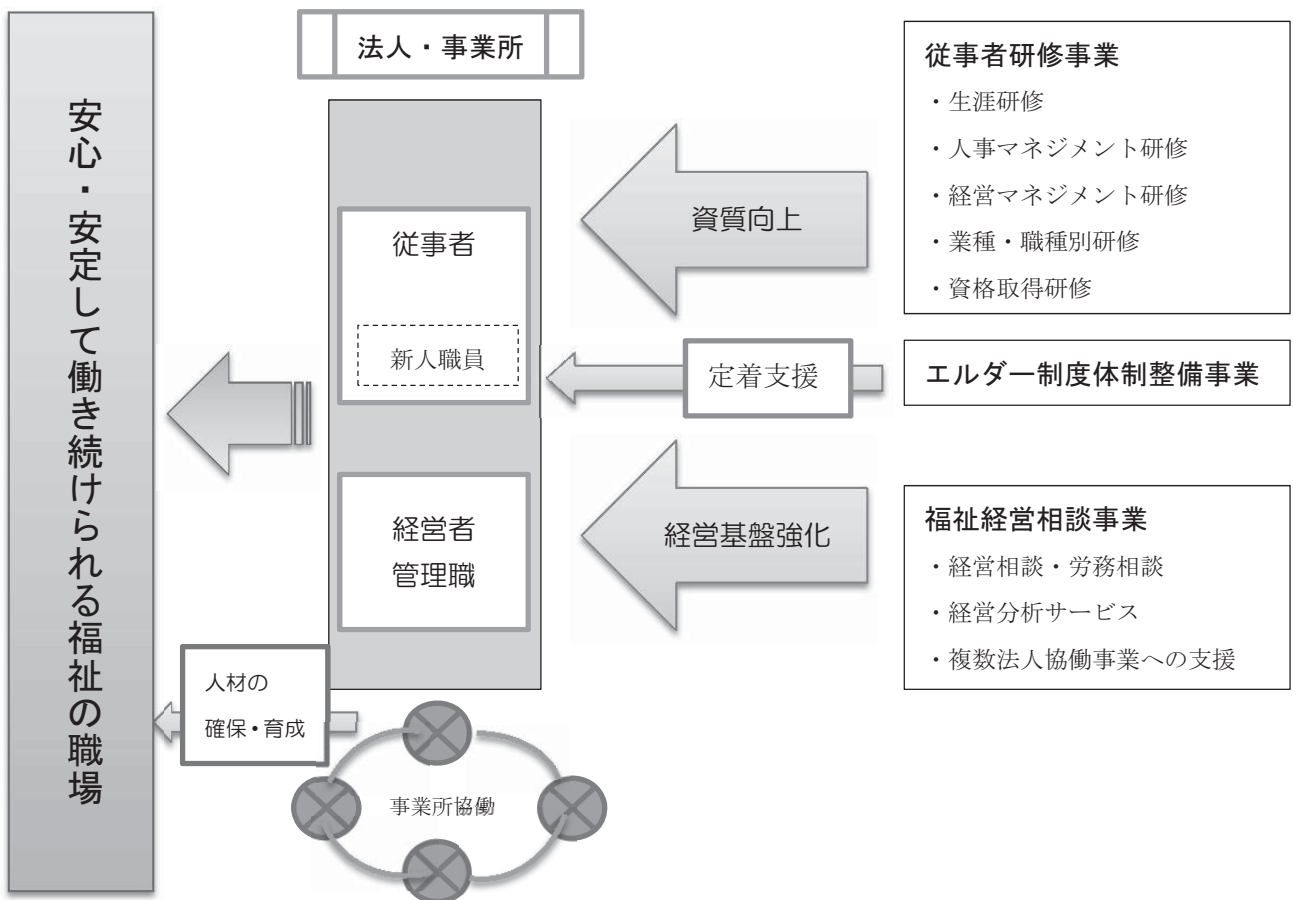
(2)エルダー制度体制整備支援事業

事業概要	新人職員の職場環境への適応を促すため、職務上の悩みやストレスを気軽に相談できる「エルダー制度」の体制整備を支援します。		
実施計画	2018(H30)	2019(H31)	2020
	○保育分野 (H29～) 継続実施 ○介護分野 仕組みづくり・実施	実施	評価・見直し

(3)福祉経営支援事業

事業概要	法人・事業所の運営（経営）に対し、専門家による相談支援を行います。複数の法人・事業所が協働して人材の確保・定着・育成を行う取り組みを支援します。		
実施計画	2018(H30)	2019(H31)	2020
	○複数法人協働事業の検討	実施	

【事業イメージ図】



## 重点テーマ4 災害発生に備えた被災者支援活動の推進

### 重点項目7 市町村災害ボランティアセンター設置運営の支援

#### 【現状・課題】

- 全国的に大規模な災害が頻発する中、行政による「公助」に加え、ボランティアなどの「共助」による被災者支援活動は不可欠であり、被災市町村社協が中心となって災害ボランティアセンターを設置・運営していくことが一般的となっています。
- 被災者の多様なニーズにこたえ、円滑にボランティアセンターを運営していくためには、被災地社協だけではなく、外部支援団体を含めた多様な機関・団体との連携・協働が不可欠であり、一定の経験やスキルを要するコーディネーターの存在が必要です。
- 被災地社協には、発災時に円滑に災害ボランティアセンターの設置・運営を含む災害体制に移行できるよう、平常時からの全局的な取り組みが求められています。
- また、近い将来に高い確率で発生が予想されている「南海トラフ地震」など、広範囲に被害が発生し、長期にわたる被災者支援活動が必要となる大地震の発生を見越し、平常時における県域での支援体制と活動の強化が必要不可欠です。

#### 【3年間の取り組みの方向性】

- 災害ボランティアセンター運営の中心となるコーディネーター（運営者）、多様な立場で運営に携わる機関・団体（運営支援者）の養成とスキルアップを今後も継続的に行い、特定の市町村災害ボランティアセンターの設置訓練と兼ねて実施します。
- 平常時における県域での支援体制と活動の強化を図るため、県災害ボランティアセンターの常設設置に向け、県災害ボランティア関係機関連絡会議構成機関・団体との連携した要望活動など継続的な取り組みを行います。

#### 【第4期中期計画の到達目標】

- 市町村において災害ボランティアセンターの運営を支援する人材の養成や、地域における平常時からの災害ネットワークの構築を支援します。
- 専任職員を配置した常設の県災害ボランティアセンター設置を目指します。

【到達目標を達成するための主な取り組み】

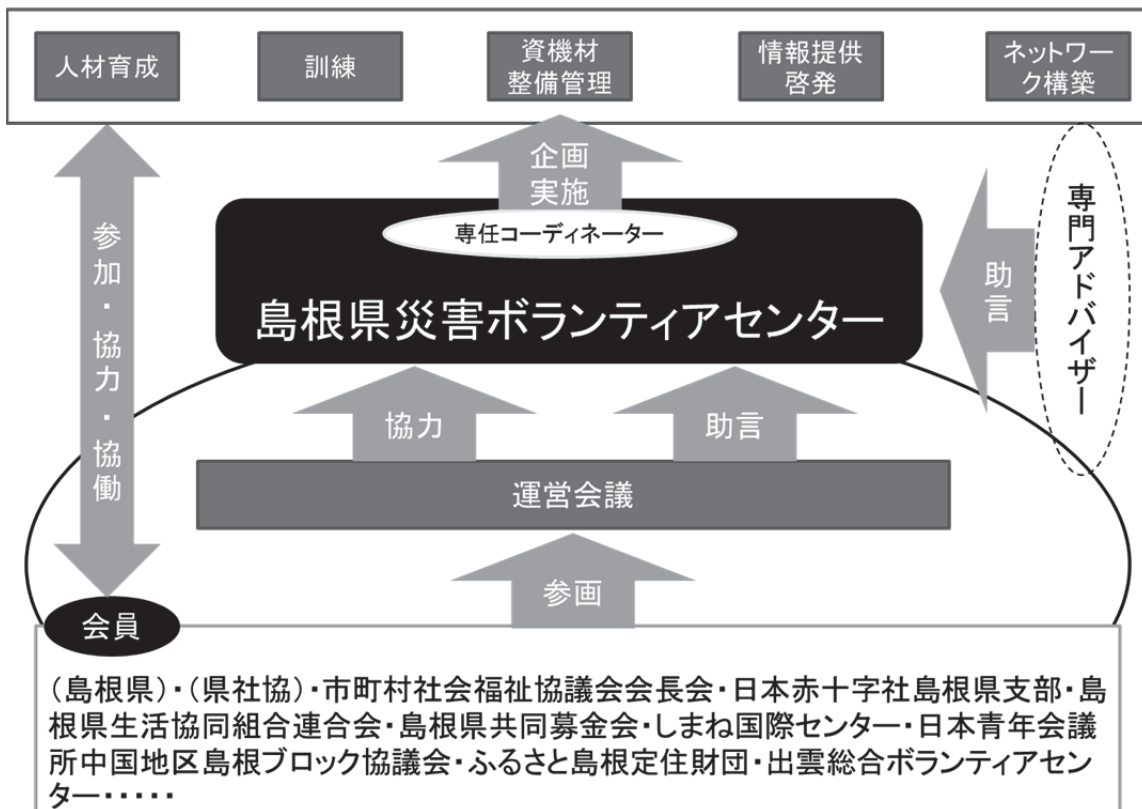
(1)市町村災害ボランティアセンター運営者・運営支援者養成講座

事業概要	○市町村社協職員を中心とした「運営者」と、一般市民や災害ボランティアセンターへの参画が見込まれる機関・団体（自治会役員・民児協・青年会議所・生協・社会福祉法人等）を中心とした「運営支援者」の養成を一体的に行います。		
	○開催場所は市町村社協とし、当該社協の災害ボランティアセンターマニュアルに沿った立上げ訓練をプログラムに取り入れ実施します。		
○開催市町村は原則公募とし、毎年度変更します。			
実施計画	2018(H30)	2019(H31)	2020
	○災害ボランティアセンター運営者・運営支援者養成講座の開催	—————→	

(2)県災害ボランティアセンターの常設設置に向けた取り組み

事業概要	○県災害ボランティア関係機関連絡会議構成機関・団体との連携した要望活動など、常設設置に向けた継続的な取り組みを行います。		
	○民間団体連名による設置要望		
実施計画	2018(H30)	2019(H31)	2020
	○政策提言	—————→	
	○民間団体との協議	○民間団体連名による設置要望	—————→

【事業イメージ図】



## 重点テーマ4 災害発生備えた被災者支援活動の推進

### 重点項目8 災害時要配慮者の避難支援体制の充実・強化

#### 【現状・課題】

- 障がい者や高齢者など、災害時避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難を行うためには、平素からの近隣住民等による見守り活動等とともに、避難行動要支援者名簿の策定と、名簿に基づく個別計画の策定が必要不可欠ですが、県内では取り組みが進んでおらず海士町のみが策定完了となっています。
- 一般避難所では生活に支障が想定される災害時要配慮者（高齢者・障がい者・乳幼児等とその支援者）を受け入れるために、災害対策基本法施行令により「福祉避難所」が市町村によって指定・開設・運営されることになっており、県内では社会福祉施設を中心に86カ所が指定されていますが、指定された施設での被災者受け入れに関する諸準備は進んでいないとの指摘があります。
- また、全ての要配慮者が福祉避難所へ入れるとは限らないため、一般避難所においても安心して過ごせるような避難所運営が不可欠です。
- 一方、平成27年度に発足した「災害福祉広域支援ネットワーク」は、県内で大規模な災害が発生した際に、一般避難所や福祉避難所等における福祉的ニーズについて広域的支援が必要と判断された場合に福祉専門職派遣チーム（DCAT）を派遣することとしています。
- 県内70の協力施設の職員117名（平成30年2月現在）にDCAT派遣候補者として登録いただいておりますが、圏域によって偏りがあったり、研修未受講のためにDCAT派遣候補者がいない協力施設があります。
- またDCATのモデルである災害時医療チーム（DMAT）には、医師や看護師が医療活動に専念できるように、その後方支援として活動を支える者（業務調整員）がチーム員として加わるようになってはいますが、現在のネットワークでは考慮されていません。

#### 【3年間の取り組みの方向性】

- 避難行動要支援者・災害時要配慮者の声を基盤とした迅速な避難行動支援や適切な避難所運営が行われるよう、実態調査や啓発活動に取り組みます。
- 厚生労働省においては、避難所における福祉的ニーズに対応するため、福祉専門職チーム派遣に関する全国的な枠組み構築を検討中であり、協力施設の拡大とDCAT派遣候補者の養成を更に進めるとともに、そのスキルアップを着実に図っていきます。
- 派遣された福祉専門職が被災者支援活動に専念できるよう、業務調整員の必要性を明らかにし、養成に向けたカリキュラムの検討等を行っていきます。

#### 【第4期中期計画の到達目標】

- 災害時要配慮者の避難が適切に行われる体制整備に関する実態の把握をもとに県民向けの啓発を行います。
- 全ての圏域でDCAT協力施設が登録されており、DCAT派遣候補者を対象とした実践的な研修を行っています。



【到達目標を達成するための主な取り組み】

(1)福祉避難所指定状況等実態調査

事業概要	福祉避難所管理者に向けた実態調査を実施します。		
実施計画	2018(H30)	2019(H31)	2020
	○調査項目・調査方法等の検討	○調査実施・分析	

(2)適切な福祉避難所運営と一般避難所における福祉避難コーナーの普及に向けた啓発

事業概要	当事者団体との協働による避難所体験会の開催とヒアリング、啓発フォーラムの開催等を通じて啓発を行います。		
実施計画	2018(H30)	2019(H31)	2020
	○実施に向けた検討	○体験会・ヒアリング実施	○県民向け啓発フォーラムの開催

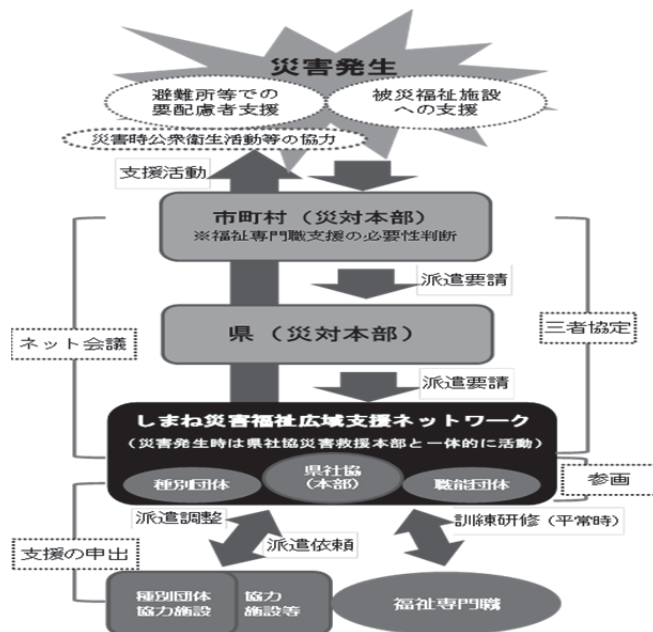
(3)災害福祉広域支援ネットワークのPRと登録促進

事業概要	ネットワーク構成団体と協働してPRを強化するとともに、大規模法人への個別依頼等協力依頼先の重点化を行い、災害福祉広域支援ネットワークへの登録を促進します。		
実施計画	2018(H30)	2019(H31)	2020
	○種別協総会等でのPR ○大規模法人への個別訪問PR	—————→	

(4)業務調整員の養成・派遣に関する調査研究

事業概要	DMAT業務調整員をロールモデルとした業務調整員の養成・派遣に関する調査研究を行います。		
実施計画	2018(H30)	2019(H31)	2020
	○調査に向けた検討	○DMAT業務調整員の業務内容・養成カリキュラム等の調査	○業務調整員の業務内容・養成カリキュラムの検討

【しまね災害福祉広域支援ネットワーク関係図】





## Ⅲ 経営基盤の強化

### 【趣 旨】

- 本会が、昨今の社会情勢や福祉環境に適切に対応し、第4期中期計画をはじめとする各種事業を効果的・安定的に持続していくためには、組織体制の見直し、人材育成、安定的な財源の確保など経営基盤のさらなる強化が必要です。
- さらに、県社協は地域福祉推進を目的とする公益かつ広域的な組織であり、このたびの社会福祉法人制度改革も踏まえ、あらためて、ガバナンス強化やコンプライアンスの徹底など内部管理体制の構築が求められます。
- こうした課題認識から、第4期中期計画期間中においては、「組織体制の強化」と「安定的な財源の確保」を柱に経営基盤の強化に取り組みます。

### 【内 容】

#### 1. 組織体制の強化

##### (1) 内部管理体制の構築

本会のガバナンス強化に必要な内部管理体制の整備について、現状把握や課題認識に基づく基本方針を定め、必要な規程の制定及び見直し等を図ります。

(内部管理体制の項目)

- 経営管理体制  
理事会・評議員会の適正な運営、職務権限の明確化、内部監査体制の確立等
- リスク管理体制  
リスクの把握・発生防止、情報システム管理体制の確立、BCPの策定等
- コンプライアンス管理体制  
理事及び職員の法令、定款、諸規程等の遵守、内部監査体制の強化等

##### (2) 適正な組織・職員体制

制度動向や事業展開の方向性を踏まえ、効果的かつ効率的な事業運営に取り組める事務局体制とするため、部署編成のあり方や適正な人員配置、部署間連携等について検討します。

また、県・市町村社協間の連携・協働がますます重要となる中、双方の密接な関係づくりを進めるため、本会職員の地域担当制の導入についても検討します。

##### (3) 働きやすい職場環境づくり

本会では72人（H29.12時点）の職員が在籍していますが、誰もが働きやすく活躍できる職場を実現するために、子育てしやすい労働環境整備、高齢者雇用の推進、年次有給休暇の取得促進、長時間労働の削減など、本会の「働き方改革」に向けた検討を行います。

##### (4) 職員の資質向上

本会事業・活動の質の向上に向け、一人ひとりの職員がより高い能力を発揮できるよう、必要に応じ、職員研修制度（OJT、OFF-JT、SDS）の見直し・強化を図るとともに、他機関等との人事交流等についても検討します。

(5) 各種団体事務の適正化

現在、本会では14団体と事務委任契約を締結し、本会役職員がそれぞれの団体事務等を担っていますが、委任事務の範囲や人件費を含めた費用負担など、今後の団体事務受託のあり方について、本会組織・職員体制の適正化と併せて検討します。

2. 安定的な財源の確保

(1) 安定的な人件費の確保

人件費財源の多くを占める県標準人件費は、平成19年度以降見直しが行われていません。現在の標準人件費は、事業執行に必要な人役のみが積算されており、常勤役員給与及び法人運営・管理部門に係るスタッフの人件費が反映されていないなど、現に事業を執行する上での人員配置と実態があっていないのが現状です。

この件に関し、平成31年度を目標に県担当部門と適正な標準人件費のあり方について検討します。

(2) 自主財源の確保

第4期中期計画をはじめとする本会事業・活動の着実な推進に向けては、人件費充充分も含め、安定的な財源の確保が必要です。会員・会費制度の見直しや、積極的な広報・啓発活動等を通じた会員加入の促進、クラウドファンディングを活用した新たな財源確保、基金の効果的運用等、自主財源の確保について検討します。

(3) 業務改善・経費削減への取り組み

これまで、事務作業の効率化や簡素化への取り組み、あるいは、職員一人ひとりのコスト意識の醸成や日常的経費の見直し等を進めてきましたが、引き続き、業務改善と経費削減に積極的に取り組みます。

【実施スケジュール】

柱	項目	検討方法 ※PT…プロジェクトチーム	スケジュール		
			2018(H30)	2019(H31)	2020
1. 組織体制の強化					
	(1)内部管理体制の構築	総務部所管⇒業務運営会議⇒理事会	検討	→ 実施	
	(2)適正な組織・職員体制	PT所管⇒業務運営会議⇒理事会 ※標準人件費に関しては県も関与	検討		→ 実施
	(3)働きやすい職場環境づくり	衛生委員会・業務推進委員会所管 ⇒業務運営会議	検討		→ 実施
	(4)職員の資質向上	研修委員会所管⇒業務運営会議	検討		→ 実施
	(5)各種団体事務の適正化	PT所管⇒業務運営会議⇒理事会 ※必要に応じ各団体役員等が参画	検討		→ 実施
2. 安定的な財源の確保					
	(1)安定的な人件費の確保	総務部所管⇒業務運営会議⇒理事会	検討		→ 実施
	(2)自主財源の確保	総務部・企画部所管⇒業務運営会議 ⇒理事会	検討	→ 実施	
	(3)業務改善・経費削減への取り組み	業務推進委員会所管⇒業務運営会議	検討・実施		→





[ 資 料 編 ]



## ○策定経過

## (1) 事務局内における検討

月	内 容	
5	企画会議	次期中期計画の基本的な枠組みについて
6	ワーキング	策定作業の進め方について
	企画会議	ワーキングでの議論について報告
	ワーキング	重点テーマ・重点項目の検討
7	ワーキング	重点テーマ・重点項目の検討
	企画会議	ワーキングでの検討状況の報告
8	ワーキング	第3期中期計画の成果と課題、第4期中期計画の全体像について
	企画会議	第4期中期計画の全体像、取り組みの方向性について
9	ワーキング	今後の進め方について
10	ワーキング	重点項目の絞り込み
	企画会議	重点テーマ・重点項目について
11	企画会議	重点項目で取り組む事業内容の検討
12	企画会議	第4期中期計画の構成について
1	企画会議	第4期中期計画骨子(案)のとりまとめ
2	企画会議	第4期中期計画(案)のとりまとめ
3	企画会議	第4期中期計画(案)のとりまとめ

## (2) 「第4期中期計画策定委員会」における審議

月	回	開催日	審議事項
10	第1回策定委員会	平成29年11月2日(木)	第4期中期計画の全体像、重点テーマ・重点項目について
2	第2回策定委員会	平成30年2月1日(木)	第4期中期計画の骨子について
3	第3回策定委員会	平成30年3月8日(木)	第4期中期計画(案)の策定について

## (3) 正副会長会議・理事会・評議員会

月	回	開催日	審議事項
1	正副会長会	平成30年1月17日(水)	第4期中期計画骨子(案)の報告
3	正副会長会	平成30年3月8日(木)	第4期中期計画(案)の報告
	理事会	平成30年3月22日(木)	第4期中期計画の議決
	評議員会	平成30年3月26日(月)	第4期中期計画の報告



## ○策定委員会委員名簿

50音順・敬称略

No.	氏名	所 属	備 考
1	加川 充 浩	島根大学人間科学部福祉社会コース 准教授	委員長
2	北尾 慶 子	島根県社会福祉法人経営者協議会 副会長	
3	津田 昭 美	島根県ことばを育てる親の会 事務局長	
4	花田 香	NPO法人 浜田おやこ劇場 理事長	
5	半場 祐 子	島根県健康福祉部地域福祉課 課長	
6	森 脇 建 二	島根県経営者協会 専務理事	
7	山本 洋 輔	山陰中央新報社 論説委員	
8	横田 学	NPO法人 てごねっと石見 理事長	
9	和田 征 大	Meeting Point 代表	
10	渡部 英 二	出雲市社会福祉協議会 会長	